

## 豊岡市オンライン学習通信環境整備費補助金 Q&A

項番	質 問	回 答
1	自宅に無線インターネット環境があります。オンライン学習のためにデータ通信の帯域を拡張（100M から 1G など）した場合、変更契約に伴う費用は補助金の対象となりますか。	補助対象外です。 ご自宅に初めて通信環境を整備する世帯を補助対象としています。
2	保護者のスマートフォンを子どもと共用（テザリングによるタブレット利用を含む）しています。新たに光回線の契約をした場合、補助の対象となりますか。	保護者のスマートフォン共用では、保護者が不在の間はオンライン学習に利用できないため、新規に光回線やモバイル回線（モバイルルーターによる通信）の契約をした場合は、補助対象となります。
3	現在、光回線の契約をしていますが、無線環境がありません。無線通信を利用するために Wi-Fi ルーターを購入した場合、補助の対象となりますか。	補助対象外です。 ご自宅に初めてインターネット環境を整備することに伴って通信機器（Wi-Fi ルーターを含む）を購入した場合は補助対象です。
4	新しく子ども専用のスマートフォン（又はセルラーモデルのタブレット）を通信無制限で契約したいのですが、補助の対象となりますか？	スマートフォン、セルラーモデルのタブレット及び SIM のみの契約は対象となりません。
5	年度途中で豊岡市就学援助費の受給認定を受けました。認定前に通信環境整備を行った場合は補助対象になりますか。	就学援助費の受給有無の要件は、申請時点で判定します。 契約日が事業の対象期間内であれば、補助対象となります。
6	補助金を受給後、豊岡市就学援助費の受給認定が解除されました。受給した補助金の返還は必要ですか。	就学援助費の受給有無の要件は、申請時点で判定します。認定解除後も、引き続き通信契約を継続される場合は返還の対象になりません。
7	光回線の契約に合わせて、Wi-Fi ルーターは家電量販店で購入しました。支払先が分かれていても、対象になりますか。	工事費、機器購費ともに、本事業の要件を満たしていれば、支払先が異なる場合でも対象となります。
8	モバイル通信の手法による通信環境整備を行い、補助金の交付を受けましたが、期待した通信速度が得られないため、光回線に変更しようと検討しています。この場合、受給した補助金はどのような扱いになりますか。	補助金交付を受けた後、通信環境を自費で更新される場合、返還の対象外とします。 なお、補助金は 1 世帯 1 回のみでの交付ですので、更新する費用については補助の対象外です。
9	子どもが 2 人いる場合は、補助上限は 6 万円になりますか。	子どもの人数に関わらず、一世帯 3 万円が上限です。